改正前地共済法第九十九条の七第二項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	二　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。	二　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。
改正前地共済法第九十九条の八の見出し	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第九十九条の八	公務等による遺族共済年金	公務等による旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第九十九条の九	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第百五条第一項本文	第百七条の三第一項第一号及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第二項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四に規定する標準賞与額をいう。以下この条において同じ。）が改定される者	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第二項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四に規定する標準賞与額をいう。以下この条において同じ。）が改定される者
	同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定される者	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定される者
	次の各号のいずれかに該当するときは	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに
	組合員期間	旧地共済施行日前期間
	次の各号の掛金の額及び期末手当等の額とみなして当該法律の長期給付に関する規定が適用される者	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに
改正前地共済法第百七条の三第一項	あつた	あつたものとみなされる
	組合員期間	旧地共済施行日前期間
	を請求することができる	の請求（以下「離婚特例適用請求」という。）があつたものとみなす

改正前地共済法第百七条の三第一項第一号	第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額（離婚特例割合（按分割合を基礎として総務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。）を控除して得た率を乗じて	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して	第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額（離婚特例割合（按分割合を基礎として総務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。）を控除して得た率を乗じて
改正前地共済法第百七条の三第一項第二号	第二号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額（掛金の標準との額を有しない月にあつては、第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額）に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して	第二号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額（離婚特例割合を控除して得た率を乗じて
改正前地共済法第百七条の三第二項	あつた	あつたものとみなされる	
	組合員期間	旧地共済施行日前期間	
改正前地共済法第百七条の三第二項第一号	第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額（掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額）に離婚特例割合を乗じて得た額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第一号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）	第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額（掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額）に離婚特例割合を控除して得た額
改正前地共済法第百七条の三第二項第二号	第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額（掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額）に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項第二号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）	第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額（掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額）に離婚特例割合を控除して得た額
改正前地共済法第百七条の三第三項	組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間	旧地共済施行日前期間	
改正前地共済法第百七条の三第四項	あつた	あつたものとみなされる	